

### 託送供給料金相当額について

当社の導管等の供給施設に関わる費用（託送料金相当額）は、当該施設を利用する全てのガス小売事業者（当社も含みます。）が負担しており、お客さまがお支払いするガス料金に含まれております。

託送料金相当額の計算方法については、以下のとおりとなります。なお、詳細については、当社の「託送供給約款」をご確認ください。

#### （１）主に家庭用・小規模業務用のお客さま向け（２部料金）の場合

２部料金の算定方法は、需要場所で計量したガス使用量に応じて適用区分が決定され、適用区分における「定額基本料金」に「従量料金（従量料金単価×ガス使用量）」を加えた金額が託送料金相当額となります。

<料金表>

（税抜）

適用区分		定額基本料金 （円／件・月）	従量料金単価 （円／ $m^3$ ）
料金表 A	0 $m^3$ から 20 $m^3$ まで	418	78.72
料金表 B	20 $m^3$ をこえ 80 $m^3$ まで	930	53.12
料金表 C	80 $m^3$ をこえ 200 $m^3$ まで	1,158	50.27
料金表 D	200 $m^3$ をこえ 500 $m^3$ まで	2,138	45.37
料金表 E	500 $m^3$ をこえ 800 $m^3$ まで	4,288	41.07
料金表 F	800 $m^3$ を こえるもの	9,000	35.18

※ 計算の後に消費税等相当額を加算いたします。

#### **【モデル計算例】 ガス使用量：31 $m^3$ ／月 消費税率 10%の場合**

料金表Bの定額基本料金と従量料金単価を適用して算定いたします。

- ①定額基本料金（930円）＋【ガス使用量（31  $m^3$ ）× 従量料金単価（53.12円）】  
＝ 2,576円（小数点以下切捨て）
- ②税抜金額（2,576円）× 消費税率（0.10）  
＝ 257円（消費税等相当額）
- ③税抜金額（2,576円）＋ 消費税等相当額（257円）  
＝ 2,833円（税込）

## (2) 主に業務用のお客さま向け（3部料金）の場合

ガス小売事業者（当社を含みます。）が、契約時に下記の3つの料金種別のうち1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金（流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）」と「従量料金（従量料金単価×ガス使用量）」の合計額が託送料金相当額となります。

<料金表>

(税抜)

適用	定額基本料金 (円/件・月)	流量基本料金 (円/月・m <sup>3</sup> )	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )
料金表G	20,000	660	6.88
料金表H	100,000	660	4.96
料金表I	200,000	660	4.36

※ 計算の後に消費税等相当額を加算いたします。

※ 供給管の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として4.10円（税抜）が従量料金単価に加算されます。

### **【モデル計算例】料金表G 契約最大払出ガス量 50 m<sup>3</sup>**

**ガス使用量 10,000 m<sup>3</sup>/月（うち低圧導管利用分 5,000 m<sup>3</sup>/月）**

**消費税率 10%の場合**

- (定額基本料金)                      (流量基本料金)                      (従量料金)                      (低圧加算分)
- ① 20,000円 + (660円 × 50 m<sup>3</sup>) + (6.88 × 10,000 m<sup>3</sup>) + (4.10円 × 5,000 m<sup>3</sup>)  
= 142,300円 (小数点以下切捨て)
- ② 税抜金額 (142,300円) × 消費税率 (0.10)  
= 14,230円 (消費税等相当額)
- ③ 税抜金額 (142,300円) + 消費税等相当額 (14,230円)  
= 156,530円 (税込)